

議案第 16 号

議決第 号

始良市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2019年（平成31年）2月18日提出

始良市長 湯元敏浩

始良市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

始良市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年始良市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「ちんでん池」を「沈でん池」に改める。

第3条第1項第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加え、同項第6号中「に規定する卒業をした者」を「の卒業者」に、「（昭和22年法律第26号）による」を「に基づく」に、「もの」を「者」に改め、同項第8号中「又は水道環境」を削る。

第4条第1項第2号中「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加え、「第1号に規定する学校を卒業した者」を「第1号に規定する学校の卒業者」に、「第3号に規定する学校を卒業した者」を「第3号に規定する学校の卒業者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」に、「第4号に規定する学校を卒業した者」を「第4号に規定する学校の卒業者」に、「もの」を「者」に改め、同項第4号中「卒業した後」を「卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後」に、「第1号に規定する学校を卒業した者」を「第1号に規定する学校の卒業者」に、「第3号に規定する学校

を卒業した者」を「第 3 号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）」に、「第 4 号に規定する学校を卒業した者」を「第 4 号に規定する学校の卒業者」に、「もの」を「者」に改める。

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。